

札幌市税条例等の一部を改正する条例案
令和4年(2022年)5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例等の一部を改正する条例
(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第28条第4項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第30条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「前年分の所得税に係る第30条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削る。
- (2) 第28条の5第1項中「第10項」を「第12項」に改める。
- (3) 第28条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。
- (4) 第30条第1項第1号中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

- (5) 第30条の2第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第2条の3第1項に規定する」を「法第317条の3第2項の総務省令で定める」に改め、「付記された事項」の次に「（法第317条の3第2項の総務省令で定める事項を除く。）」を加え、同条第3項中「法施行規則第2条の3第2項各号に掲げる」を「法第317条の3第3項の総務省令で定めるところにより、必要な」に改める。
- (6) 第30条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「第317条の3の2第1項第3号」を「第317条の3の2第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 所得割の納稅義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名
- (7) 第30条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納稅義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号中「第317条の3の3第1項第3号」を「第317条の3の3第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 特定配偶者の氏名
- (8) 第30条の4第5項第2号中「給与支払報告書記載事項を」の次に「法第317条の6第5項第2号の」を加え、「、磁気テープその他」を「その他の同号」に改める。

- (9) 第33条の3第1項中「法施行規則」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」に改める。
- (10) 第33条の5第6項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項及び法施行規則で定める」を「同条第62項及び法施行規則第10条の2の8第1項から第3項までに規定する」に改め、同条第9項後段中「法施行規則」を「法第321条の8第66項の総務省令」に、「同項の」を「第6項の」に改め、同条第10項中「法施行規則で定める事項」を「法第321条の8第67項の総務省令で定める事項」に、「法施行規則で定める書類」を「同項の総務省令で定める書類」に改め、同条第11項中「法施行規則」を「法第321条の8第73項の総務省令」に改め、同条第12項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。
- (11) 第44条第1項中「2年を」を「3年を」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
- (12) 第108条の12第1項第1号イ中「第37条第4項第1号」を「第37条第3項第1号」に、「令」を「法第602条第1項第1号の政令」に改め、同号ウ中「令で定めるもの」を「法第602条第1項第1号ハの政令で定めるもの」に、「令で定める土地」を「同号ハの政令で定める土地」に改め、同号エ中「令」を「法第602条第1項第1号ニの政令」に改め、同項第2号及び第3号中「規定により令」を「政令」に改める。
- (13) 附則第4条の6の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。
- (14) 附則第5条の4第1項中「昭和38年1月2日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に、「この条及び第5条の7」を「この項及び附則第5条の7」に、「次条、」を「次条並びに」に、「附則第5条の7第1項」を「第5条の7第1項」に改め、「第9項において同じ。」の次に「（住宅の新築に係る都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該

勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第2項中「昭和39年1月2日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に改め、同条第3項を削る。

- (15) 附則第5条の5第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第10条第2号」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
- (16) 附則第5条の7第1項、第3項及び第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第6項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「同年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に、「改修工事で」を「改修工事その他の工事で」に、「及び次項並びに」を「、次項及び」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第7項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「同年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第8項中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第9項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第11項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第12項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第13項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱

損失防止改修工事等」に改める。

(17) 附則第5条の7の3第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(18) 附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、「(平成14年法律第22号)」を削り、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第9項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

(19) 附則第15条の3第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第28条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第28条第1項及び第2項並びに第28条の4の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

(20) 附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

(21) 附則第18条の8第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条第1項の規定による特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第30条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び

各号を削る。

(22) 附則第18条の9第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る第30条の2第1項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）」を削る。

(23) 附則第24条第1項を削り、同条第2項中「附則第4条の6の2第1項及び第3項」を「附則第4条の6の2第3項」に、「同条第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項中「令和3年」とあるのは「同項中「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第30条の2の3第1項の改正規定中「第30条の2の3第1項中」の次に「「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中札幌市税条例第30条の2の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の2の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の6の2第1項、第16条の2第3項及び第24条の改正規定並びに第2条及び次条第1項から第5項までの規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中札幌市税条例第28条第4項及び第6項、第28条の9第1項、第30条第1項、第30条の2第2項並びに第33条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第15条の3第2項、第18条の8第4項並びに第18条の9第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中札幌市税条例附則第5条の5第1項の改正規定（「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める部分に限る。）住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）

第30条の2の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第30条の2の2第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の札幌市税条例（以下「旧条例」という。）第30条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の6の2の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当

該増改築等に係る部分に限る。第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第5項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。)第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第24条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第4条の6の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第24条の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に所得税法改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中、個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第44条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、同年3月31日以前に新築され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

3 昭和38年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第5条の4第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和39年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第5条の4第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第5条の7第6項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第5条の7第7項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第5条の7第11項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第5条の7第12項に規定する特定熱損失防止改修

住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(理　由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、所得税の住宅借入金等特別税額控除が延長されたことに伴う改正を行うとともに、固定資産税について、省エネ改修が行われた住宅に係る減額措置の適用期限を延長する等の改正を行うため、本案を提出する。